**安芸高田市吉田地区　幼保連携型認定こども園**

**設立運営法人募集要項**

**２０２５年７月**

**安　芸　高　田　市**

―　目　次　―

1. 募集の趣旨　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・１
2. 施設の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・１
3. 施設の設置場所　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・１
4. 市有地の貸付条件　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・１
5. 応募資格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・２
6. 申込み及び受付　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・２～３
7. 設立運営の条件　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・３
8. 建設に係る補助金　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・３
9. 選考及び決定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・３

10．その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・４

11．全体スケジュール　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・４

別紙

　別紙１　幼保連携型認定こども園設立運営の条件

1. 設置認可について　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・・・５
2. 運営について　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・・・・・５
3. 職員配置について　　　　　　　　　　　　 　　・・・・・・・５
4. 教育・保育の実施について　　　　　　　 　　　・・・・・・・６
5. その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・・・６

別紙２　提出書類一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・７

別紙３　幼保連携型認定こども園設立運営公募に係る質問書　　・・・・・・・８

様式

　様式１　幼保連携型認定こども園設立運営申込書　　　　　　　・・・・・・・９

　様式２　施設整備計画書　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・１０

　様式３　資金計画書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・１１

1. 募集の目的

　安芸高田市(以下、「市」という。)では、多様な保育ニーズへの対応と効率的な保育所運営を　　　　　　　　図るため、2011年3月に『安芸高田市保育所規模適正化推進計画』を策定し、保育サービスの充実、幼保一元化の検討、そして老朽施設の建て替えにあわせて民間移管等民間活力の導入を推進することとしています。

このため、市では吉田地区における保育所整備に際しては、国庫補助制度の対象となる社会福祉法人、学校法人(以下、「法人」という。)に、市が所有する土地を長期間無償で貸し付け、新たに「幼保連携型認定こども園」を創設することとしました。

　今回の公募は、安定的な運営と質の高い保育・幼児教育の実施を目指して、施設の設立及び運営を行う法人を募集するものです。

1. 施設の概要
2. 施設の種類　　　幼保連携型認定こども園
3. 定員　　　　　　認可定員・利用定員は原則同数とします。

1号認定　概ね15名　　2・3号認定　概ね145名

1. 開所時間　　　　1日11時間以上とし、事業者が定めます。

ただし、延長保育を実施してください。

1. 休園日等　　　　日曜日

　　　　　　　　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

　　　　　　　　年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

1. 開園予定日　　　2029年4月1日
2. 施設の設置場所
3. 場　　所　　安芸高田市吉田町相合1160番地5他(市所有地)
4. 敷地面積　　6,547.36㎡
5. 市有地の貸付条件
6. 貸付期間　　30年
7. 貸付代金　　無償
8. 貸付方法　　市と当該土地について土地貸借契約を締結します。
9. 貸付条件
10. 貸付期間については、市と法人で協議を行い更新することができます。
11. 第三者に転貸することはできません。
12. 土地に対する抵当権等の権利の設定はできないものとします。

１

1. 応募資格

応募する事ができる者は、安芸高田市内において児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所を運営している、又は、安芸高田市内において学校教育法第4条第1項第3号の規定により認可された幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人とし、以下の全てに該当することを条件とします。

1. 保育並びに幼児教育に熱意と理解を持ち、認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。
2. 本市の児童福祉行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる法人であること。
3. 認定こども園を設立・運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
4. 「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」、「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）」等の関係法令及び、国・県通知を遵守できること。
5. 国税、地方税を滞納していないこと。
6. 法人の役員等が暴力団員又はその関係者でないこと。
7. 申込み及び受付
8. 募集要項の配布
9. 配布期間　　2025年7月7日(月)から2025年7月25日(金)まで

午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日を除く開庁日

1. 配布場所　　安芸高田市福祉保健部児童保育課

　　　　　　※なお、募集要項は安芸高田市ホームページにも掲載しています。

　　　　　　HPアドレス　http：//www．akitakata．jp

1. 質問の受付

ア、受付期間　　2025年7月14日(月)から2025年8月1日(金)まで

午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日を除く開庁日

イ、提出方法　　別紙3｢認定こども園設立公募に係る質問書｣に記入の上、持参するか

FaxまたはE-mailにて、安芸高田市福祉保健部児童保育課へ提出

Fax　0826－47－1282

E-mail　　jidouhoiku＠city．akitakata．jp

ウ、回答方法　　FaxまたはE-mail

２

1. 応募書類の受付

ア、受付期間　　2025年7月14日(月)から2025年8月8日(金)まで

午前9時から午後5時まで

※土・日・祝日を除く開庁日

　　　　イ、受付場所　　安芸高田市福祉保健部児童保育課

　　　　ウ、提出方法　　責任者が直接、児童保育課まで持参してください。

郵送による応募の受付は行いません。

エ、提出書類　　別紙2「提出書類一覧」のとおり

オ、提出部数　　正本1部、副本9部（副本はコピー可）

　　　※各資料は、Ａ４サイズに綴じ込み、各資料の番号をインデックスに書

き込み資料に付して提出してください。

1. 設立運営の条件

幼保連携型認定こども園設立及び運営にあたって満たさなければならない条件は、別紙１「幼保連携型認定こども園設立運営の条件」に定めるとおりです。

1. 建設に係る補助金

法人が幼保連携型認定こども園を創設する際は、「私立保育所等施設整備事業補助金交付要綱（平成23年告示第43号）」に基づき、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金は国・県の補助金交付要綱に基づく補助金に加え、設立運営法人の負担軽減と保育・幼児教育の質の向上を目的として、安芸高田市が独自に定めた補助金も追加交付されます。

各補助金を受けるには、幼保連携型認定こども園に係る国・県補助金の交付内示を受けることが条件となります。

また、設立後の運営にあたっては、｢安芸高田市福祉施設新設奨励条例（平成22年条例第42号）｣及び「安芸高田市保育対策等促進事業補助金交付要綱（平成21年告示第101号）」等に基づき、奨励金又は補助金を予算の範囲内で交付します。

1. 選考及び決定
2. 選考は、｢安芸高田市民間保育所等設立運営法人公募選定委員会｣において選考した後、市長が最終的な決定をします。
3. 選考方法は、書類審査及び面接審査により行います。
4. 選考審査結果及び提出された応募書類は、「安芸高田市情報公開条例（平成16年条例第14号）」の規定に基づき開示する場合があります。
5. 選考結果については、法人宛てに書面で通知します。

３

１０．その他

1. 応募に要する費用は、応募者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
2. 幼保連携型認定こども園の設立認可に係る協議は、安芸高田市福祉保健部児童保育課を窓口とし、広島県の認可を受けます。

１１．全体スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 事項 | 期間・期日 |
| １ | 募集要項の配布 | 2025年　7月　7日(月)から  2025年　7月25日(金)まで |
| ２ | 質問の受付 | 2025年　7月14日(月)から  2025年　8月　1日(金)まで |
| ３ | 申請書類の受付 | 2025年　7月14日(月)から  2025年　8月　8日(金)まで |
| ４ | 書類審査 | 2025年　8月12日(火)から  2025年　8月15日(金)まで |
| ５ | 面接審査 | 2025年　8月下旬予定　※別途、通知 |
| ６ | 設立運営法人決定 | 2025年　9月上旬予定　※別途、通知 |
| 7 | 法人により施設の基本設計書作成 | 2025年10月～2025年12月 |
| ８ | 国・県・市補助金事前協議及び内示 | 2026年　1月～2026年　4月 |
| ９ | 法人により施設の実施設計書作成 | 2026年　1月～2026年　6月 |
| １０ | 市による用地造成工事 | 2026年　4月～2026年12月 |
| １１ | 広島県による建築確認 | 2026年　4月～2026年　5月 |
| １２ | 法人により建築工事の入札を実施 | 2026年　5月 |
| １３ | 国・県・市補助金申請及び決定 | 2027年　2月～2027年　3月 |
| １４ | 法人により建築工事 | 2027年　3月～2028年　6月 |
| １５ | 幼保連携型認定こども園の開設 | 2029年　4月　1日 |

幼保連携型認定こども園設立運営の条件

４

別　紙　１

1. 設置認可について
2. 認定こども園の整備については、広島県の「就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第41号）、「安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）」その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園としての認可を受けること。
3. 建物の建設は、建設基準法、消防法等を遵守し、2026年度中に事業着手し、2029年4月1日に開園してください。
4. 建物の設計は、市と協議のうえ環境に配慮した計画としてください。
5. 運営について
6. 法人自らが認定こども園を運営してください。
7. 運営に係る経費については、教育・保育を利用する子どもの認定区分に応じて、市から施設型給付費を支払います。
8. 利用者負担金は市が認定した階層区分に基づき、施設において徴収してください。
9. 保護者に追加の費用負担を求める場合は、保護者に十分な説明をし理解を得てください。
10. 当該土地、建物及び備品等の維持管理に要する費用は、当該法人の負担となります。
11. 保護者との交流を図り、保護者の意見等を可能な限り反映させてください。
12. 第三者評価に積極的に取り組んでください。
13. 職員配置について
14. 教育・保育に当たる職員は、幼稚園教諭資格及び保育士資格を有する者としてください。ただし、どちらか一方しか有していない者も特例期間中にもう一方の免許を取得する事を前提に業務に従事する事は認めます。
15. 施設長は、幹部職員としての能力及び経験を有する者とし、保育事業又は、幼稚園事業又は、その他の社会福祉事業の実務経験が10年以上ある正規職員とし、認定こども園の専任職員としてください。
16. 主幹保育教諭は、実務経験が5年以上ある正規職員とし、認定こども園の専任職員としてください。
17. 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を遵守してください。
18. 職員の採用にあたっては、安芸高田市内の公立保育所に勤務する非常勤保育士及び非常勤調理員に優先的に雇用の機会を与えてください。
19. 各種職員研修に参加させ、職員の資質の向上に努めてください。

５

1. 教育・保育の実施について
2. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育過程及び指導計画を作成し、教育及び保育を実施してください。
3. 保育所機能については国の定める保育基準時間（保育短時間認定では8時間、保育標準時間認定では11時間）以外に延長保育事業を実施してください。
4. 幼稚園機能については一時保育（預り保育）を実施してください。
5. 入所児童以外を対象とした、一時預り事業を実施してください。
6. 障害のある児童が入所した場合は、状況に応じて保育士を加配するなど適切な措置を講じてください。
7. 子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援施設としての役割を認識し、地域に根ざした運営に努めてください。
8. 多様な保育・教育ニーズに対応するべく、実施に向けた検討を行ってください。
9. その他

　安芸高田市では施設の負担軽減と保育・幼児教育の質の向上を目的として、国の定める運営費や補助金以外に、市の単独補助金を交付しており、新たに設置する認定こども園についても次の補助金について交付する予定です。

　（１）「私立保育所等施設整備事業補助金交付要綱（平成23年告示第43号）」に基づく補助金。

　　　　①施設の建設に係る経費について、国・県補助基準額以外の経費について、市が独自に追加補助を実施するものです。

（２）安芸高田市保育対策等促進事業補助金交付要綱（平成21年告示第101号）に基づく補助金。

①延長保育促進事業(延長保育を行うために必要な費用を補助するものです。)

②研修出席事業（職員が研修に参加する際の旅費を補助するものです。）

③米飯配食事業（3歳以上児に給食の米飯を提供するための費用を補助するものです。）

④副食費補助事業（3歳以上児に給食の副食を提供するための費用を補助するものです。）

⑤特色ある教室活動補助事業(各保育所ごとに特色のある教室活動を実施するための費用を補助するものです。)

⑥食事用衛生用品補助事業(3歳未満児に使い捨ての食事用エプロン及び手口拭きを提供するための費用を補助するものです。)

⑦おむつ補助事業(3歳未満児におむつ及びおしりふきを提供するための費用を補助するものです。)

６

（３）安芸高田市私立保育所保育補助者雇用補助金交付要綱（平成28年告示第18号）に基づく補助金。

　　　　①保育士資格を有しない者を、保育士の補助者として雇用する費用の一部を補助するものです。

７

提　出　書　類　一　覧

別　紙　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人 | 名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者 | 氏名 |  |
| 電話 |  |
| fax |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資料番号 | 提　出　書　類 | 提　出 |
| １ | 幼保連携型認定こども園設立運営申込書　・・・様式１ |  |
| ２ | 施設整備計画書　　　　　　　　　　　　・・・様式２ |  |
| ３ | 資金計画書　　　　　　　　　　　　　　・・・様式３ |  |
| ４ | 法人登記簿謄本 |  |
| ５ | 定款又は寄付行為の写し |  |
| ６ | 法人代表者の履歴書 |  |
| ７ | 法人の決算書類(2020年度～2024年度)  (収支決算書、貸借対照表、財産目録等) |  |
| ８ | 法人の予算書類(2025年度) |  |
| ９ | 預金残高証明書（2025年3月31日現在） |  |
| １０ | 都道府県指導監査実施結果及び改善報告書(過去2年間) |  |
| １１ | 保育所・幼稚園の自己評価(最新のもの) |  |
| １２ | 施設長及び主幹保育教諭就任予定者の履歴書 |  |
| １３ | 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨の理由を記した申立書 |  |

※注意事項

①提出部数　正本1部、副本9部（１部ずつA4サイズ縦型ファイルに綴じ込んでください。）

②本様式は提出書類一式の先頭に添付してください。

その際、「法人」及び「事務担当者欄」に必要事項を記入し、提出書類については、各資料番号の提出欄に○を付してください。

③提出書類は資料番号順に製本し、資料番号のインデックスを付けてください。

幼保連携型認定こども園設立運営公募に係る質問書

８

別　紙　３

安芸高田市福祉保健部児童保育課　宛

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 質問者 | 役職・氏名 |  |
| 連絡先 | ※電話、FAX、Eメールアドレス等を記載 |
| 質問内容 |  | |

様式１

９

　　年　　月　　日

安芸高田市長　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人 | 名称 |  |
| 住所 |  |
| 代表者名 | ㊞ |

幼保連携型認定こども園設立運営申込書

　安芸高田市吉田町において、幼保連携型認定こども園の設立及び運営を行いたいので、「認定こども園設立運営法人募集要項」の規定に基づき、つぎのとおり申し込みを行います。

記

　　　　　　　　１　法人の名称

　　　　　　　　２　法人の代表者名

　　　　　　　　３　法人の所在地

　　　　　　　　４　提出書類　　　　別紙２のとおり

１０

様式２

施設整備計画書

１　概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 |  | | | |
| １ | 設立運営法人名 | | |  |
| ２ | 定員 | | | 人 |
| 内訳 | | | 0歳児(　　　人)　1歳児(　　　人)　2歳児(　　　人)  3歳児(　　　人)　4歳児(　　　人)　5歳児(　　　人) |
| ３ | 建物の構造 | | | |
| ① | | 構造 |  |
| ② | | 階数 |  |
| ③ | | 延床面積 |  |
| ４ | 園庭の造作及び面積 | | | |
| ① | 園庭面積 | |  |
| ② | 主な造作物 | | (　　　人) |

２　建物の配置等(土地利用の概略)

１１

|  |
| --- |
|  |

様式３

資　金　計　画　書

１　収入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額 | 備　　考 |
| 法人所有資金 |  |  |
| 一般金融機関借入 |  |  |
| 借入金融機関名 |  |  |
| その他  (国・市補助金、福祉医療機構借入等) |  |  |
| 合　　計 |  |  |

２　支出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 金　　額 | 備　　考 |
| 建物工事費 |  |  |
| 園庭整備費 |  |  |
| 初度設備費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　　計 |  |  |

１２

１２